【規程番号　神女大Ⅲ－008】

学校法人行吉学園神戸女子大学須磨キャンパス衛生委員会規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 18 条の規定に基づき、学校法人行吉学園神戸女子大学須磨キャンパスに設置する衛生委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関する事項を定める。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、必要に応じて理事長に意見を述べる。

(1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。

(2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。

(3) 労働災害の原因及び再発防止策で、衛生に係るものに関すること。

(4) その他教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

（組　織）

第３条　委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 大学の事業の実施を総括管理する者若しくはこれに準ずる者のうちから理事長が指名した者

(2) 衛生管理者のうちから理事長が指名した者

(3) 産業医のうちから理事長が指名した者

(4) 衛生に関して経験を有する者のうちから理事長が指名した者

２　前項第１号の委員以外の委員の半数については、神戸女子大学の過半数代表の推薦により指名するものとする。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、前条第１項第１号に規定する委員をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理する。

４　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会　議）

第６条　委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長は、３分の１以上の委員から請求があるときは、速やかに委員会を招集しなければならない。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会は、原則として毎月開催するものとする。

４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第７条　委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

２　調査内容によって、委員長の指示により、総務企画部総務課（総務人事担当）の職員が会議に出席し、意見を述べることができる。

（調査審議事項の報告）

第８条　委員長は、調査審議した事項の内容について、理事長に報告しなければならない。

（庶　務）

第９条　委員会の庶務は、総務課（大学庶務担当）で行う。

（記録の保存）

第 10 条　委員会が調査審議した事項のうち、重要な事項については、記録を作成し、３年間保存しなければならない。

（補　則）

第 11 条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

（規程の改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、委員会の意見を聴き、委員長が行う。この場合、委員会は改廃内容を理事長に報告するものとする。

２　前項の報告を受けた理事長は、必要に応じて学長の意見を聴き、改廃の内容を変更することができる。

附　則

１　この規程は、平成 29 年 4 月 27 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

２　学校法人行吉学園神戸女子大学衛生委員会規程は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。